

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇と（以下「甲」という）合同会社ワンズキャリア（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関する人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下、「エージェント」という）が探索し、適切と判断した人材（以下、「当該候補者」という）を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

サービス利用料は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定を受けた者（以下、「採用決定者」という）が甲に対して内定承諾書（その他、入社する旨の誓約書等）を提出した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の30%、採用決定を受けた者が学生の場合は想定年収に関わらず80万円とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に対して内定承諾書（その他、入社する旨の誓約書等）を提出した後、入社前月までに乙より請求するものとする。

第4項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第4条（サービス関連事項）

第1項 乙が紹介した当該候補者が直接、もしくは間接的に甲に採用に至った場合、甲は乙に対して、第三条に定めたサービス利用料を支払うものとする。

第2項 乙が甲に紹介した当該候補者が、既に他の応募経路より応募をしている者と同一であった場合、甲はその旨を速やかに乙に通知する。この通知が乙になされた場合に限り、乙は、紹介後の支援活動等を停止し、前項の適用対象外とする。

第3項 当該候補者が採用決定前に自ら辞退してから3ヶ月以上経過した場合、または採用に至らず選考終了となってから3ヶ月以上経過した場合において、改めて他の応募経路より応募のうえ、採用に至った場合も第1項の適用対象外とする。

第5条（採用の決定と通知）

甲は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第6条（返済義務）

第1項 採用決定者が、入社（内定）辞退した場合や採用後に自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準でサービス利用料を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

・入社（内定）辞退の場合：本件サービス利用料の100%を返還

請求前の場合は請求権は乙に発生しない

・入社後3ヶ月未満での退職、解雇の場合：本件サービス利用料の50%

第2項 前項の返還金は、甲が乙に対して採用決定者が退職した旨または解雇された旨を通知した日の翌月末日迄に甲指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。なお、第3条第4項で定める本サービス料の所定の支払日より前に採用決定者が退職し、または解雇されたときは、事前にその旨を通知のうえ、所定の支払日に前項各号の返還する金額を除いた額を乙の指定する乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

第1項 甲及び乙は、自己またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること
- ② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること
- ③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
- ④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
- ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること

第2項

甲及び乙は、自己またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる

第3項

前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

第4項

甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第10条（秘密の保持）

第1項 甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した当該候補者に関する情報を対象とする。

第2項 前項の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

第11条（契約の解除）

甲及び乙は、本契約に定められた事項について、相手方に重大な違反があったときは、本契約を解除することができる。ただし、事前に相手方に対して文書による催告を要するものとする。

第12条（管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

2020 年 〇月 〇日

甲 株式会社〇〇
住所〇〇
代表取締役 〇〇

乙 合同会社ワズキャリア
埼玉県さいたま市北区盆栽町 407
代表社員 鈴木 浩之